

津市観光PRキャラクター「ゴーちゃん」のデザインに関する取り扱いについて

1. 目的

この内規は、津市観光PRキャラクター「ゴーちゃん」のデザイン使用に必要な事項を定めます。

2. 使用を認める基準について

観光PRキャラクターのデザイン使用にあたっては、津市観光PRにかかるもので次の各号のいずれかの要件に該当すると認められるものに使用を認めます。

- (1) ゴーちゃんや津市のPRに寄与するもの
- (2) 地域の振興に寄与するもの
- (3) 教育、文化、芸術、スポーツ等の普及、振興に寄与するもの
- (4) その他公益の増進に寄与すると認められるもの

ただし、上記に該当するものであっても、次の各号いずれかに該当する場合は、使用を認めません。

- (1) 政治的活動、宗教的活動に関わるもの
- (2) 公共の秩序、善良な風俗にそぐわないもの
- (3) 「江」のイメージを失墜するもの
- (4) 津市観光協会の運営及び施策の方針に反するもの
- (5) 事業の主催者の存在が明確でないもの
- (6) 過去に使用を許可した事業のうち、許可の取り消し、または許可にあたり付した条件を履行しなかったもの
- (7) その他社会通念上、使用が適当でないと認められるもの

3. 使用の申請及び手続きについて

津市観光協会に連絡をし、使用の申し出をしてください。

4. キャラクターデザインの表示について

- (1) 交付されたキャラクターのデザインを加工して使用しないでください
- (2) 交付されたキャラクターの色を変更して使用しないでください
- (3) キャラクターデザインに付加価値をつけて使用しないでください
※～が好き。～が得意。等 商標登録は一切認めません
- (4) 立体物の時は、別途協議の上決定します。

5. デザインの交付について

承認された企業・団体等には、デザインデータを交付します。お渡ししたデザインデータは、使用后必ず破棄してください。

6. 使用に伴う責任について

キャラクターのデザインの使用にともない、不利益や損害が発生した場合、津市観光協会は、いかなる責任も負いません。